

国民生活審議会 第10回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成21年3月27日（金）11時～12時

場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

出席者：（委員）

升田委員長、東委員、加来委員、越山委員、佐野委員、島野委員、中村委員、
早川委員、原委員、廣瀬委員、古田委員、向殿委員、望月委員、山上委員
（事務局）

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他

概要：

1 開会

2 報告書取りまとめについて意見交換

事務局より国会における消費者庁関連法案等の審議状況に鑑み、今後の進め方について諮り、報告書の最終的な取りまとめは法案審議の結果を踏まえて行う旨を了承後、消費者安全に関する検討委員会報告書素案を事務局から説明し、意見交換。なお、報告書素案については委員の概ねの理解が得られ、細部については、本日の議論を踏まえ事務局で更に精査すること、及びリコール促進の共通指針については、内閣府において策定・公表の作業を進めることで了承。

各委員からの主な意見等

- ・第II章1.冒頭の文章について、消費者事故情報の「顕在化」という言葉に違和感があるため、検討いただきたい。
- ・第II章1.(1)(消費者事故情報の捉え方)において、「被害発生のおそれがある」とまではいえない場合」まで視野に入れているが、このような場合まで含むと対応すべき事案の範囲が広くなりすぎるのではないか。
- ・第II章1.(1)(重大な事故情報等の収集及び活用のあり方)において、特に重大事故の場合に司令塔機能を発揮する旨を記載しているが、基本的な視点として、重大事故に限らず目を光らせるという記述をした方が良いのではないか。
- ・消費生活相談の現場では、健康被害が疑われる事案においては保健所との連携・情報共有が重要であるところ、第II章1.(2)(警察、消防、医療機関等との情報共有)における情報共有の対象として保健所も含まれているのか。
- ・第II章1.(3)(重大事故情報報告・公表制度の対象分野の拡大)は文章が長いので、一度区切ったほうが分かりやすいのではないか。
- ・第II章1.(3)(重大事故情報報告・公表制度の対象分野の拡大)における事業者名等を含めた詳細な情報の公表に関する検討対象としては、制度の運用のみではなく、公表の手法なども含まれるのではないか。
- ・第II章2.(4)において、「要介護者、身体障害者等の生活弱者」と記載してい

- るが、「身体障害者」については、「障害者」としたほうが良いのではないか。
- ・第 III 章 1 .(1) の表題について、前回委員会の論点整理案では、「拡充」となっていた部分が「推進等」に変更になっている理由は何か。
 - ・第 III 章 1 .(1) において、「安全・安心に関する知識の総合化、体系化等を進め」とあるが、安全に関する消費者教育の体系化は既に一定程度進んでいると考えるので、「さらに進め」などの表現の方が良いのではないか。
 - ・第 III 章 2 .(1) において、政府がリコール促進の共通指針の普及を図る対象として、消費者団体も記載したほうが良いのではないか。
 - ・第 III 章 2 .(2) において、「消費者には、製品等の目的や特性を理解して正しく注意して使用する行動が求められる」と記述されているが、事業者・行政等との役割分担を考えると、消費者の責任として記載したほうが良いのではないか。
 - ・消費者の正しく注意して使用する行動に関しては、事業者等の責任も記載した上で、消費者の責任として記載してはどうか。
 - ・消費者は、製品等を製造・販売して社会的責任を負っている事業者とは異なるので、一人ひとりの消費者に正しく注意して使用する責任を負担させるのは強すぎるのではないか。
 - ・「責任」という言葉については法的な責任が念頭に置かれるところ、本報告書で配慮について記述している社会的弱者にも正しく注意して使用する責任を負担させるのかなど検討すべき点があるので、責任という言葉強く出さないほうが良いのではないか。
 - ・消費者が正しく注意して使用する行動については、「環境整備のための諸課題」の中でも別の場所に記載してはどうか。
 - ・消費者・事業者・行政の役割分担の中に消費者の正しく注意して使用する行動が位置づけられることは、委員で共通認識だと思われるので、第 I 章などにおいて、基本的な事項として記載することなどを考えてはどうか。
 - ・消費者に求められる事項を第 III 章 2 .(2) に記載する場合、「消費者はリコール情報の収集に努める」など、リコールへの対応として記載したほうが良いのではないか。
 - ・報告書において、「事故」という言葉の考え方として、人的損害以外にも物的損害を含め幅広く注意を払っているという姿勢を示したほうが良いのではないか。
 - ・本報告書においては、消費者安全法における「消費者事故」のうち、安全の観点から緊急性等に鑑みて、生命・身体に関するものに絞った旨を記載してはどうか。
 - ・消費者事故情報一元化システムは、広く国民が情報を検索できるシステムであるが、公開される情報については、消費生活センターへの相談者など個人が特定できないよう配慮いただきたい。
 - ・事故情報の公開に関しては、すべて公開することを前提とすると、逆に情報が集まり難くなる可能性もあると考えるので、今後更に検討いただきたい。

以 上

(配布資料)

資料 1 消費者安全に関する検討委員会報告書素案

参考資料 消費者事故情報一元化システムの全体像 (イメージ)

資料 2 消費者安全に関する検討委員会報告書取りまとめに関して提出された
委員からの意見

- * 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
- * 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話 : 03 - 3581 - 7735